

公益財団法人湘南産業振興財団運営管理費補助金交付要綱

制定 平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 25 年 4 月 1 日

改正 平成 26 年 4 月 1 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

改正 令和 4 年 4 月 1 日

改正 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 市長は、出資団体である公益財団法人湘南産業振興財団の適正かつ円滑な運営を図るため、その運営及び事業に必要な役員等の人件費及び事務所共益費等の額の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和 35 年藤沢市規則第 11 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、藤沢市出資団体運営補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第 2 条 この要綱において、「出資団体」とは、藤沢市が基本金の四分の一以上を出資している法人をいう。

(補助の対象事業等)

第 3 条 この要綱において、補助の対象となる事業は出資団体運営事業とし、補助対象は出資団体の運営及び事業に必要な役員等の人件費及び事務所共益費等とする。

(補助金交付の申請手続)

第 4 条 補助金の交付を受けようとするものは、藤沢市出資団体運営補助金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 出資団体事業計画書

(2) 出資団体収支予算書

(補助金交付の決定)

第 5 条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市出資団体運営補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の計画変更)

第 6 条 前条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市出資団体運営補助金事業計画変更承認申請書（第 3 号様式）に必要書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市出資団体運営補助金事業計画変更承認通知書（第 4 号様式）により通知する。

(補助金の交付時期)

第 7 条 補助金の交付時期は、当該補助の対象が人件費であり、年度当初から支出する必要があるものであることから、事業運営に支障がないよう事業完了前に補助金を交付するもの

とする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(備付帳簿)

第8条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成28年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。